

【会社法制分野】

◆ 優 秀

「ステークホルダー対応の最前線」

蔵元 左近（オリック東京法律事務所 弁護士）

近年、我が国では少子高齢化と人口減少が加速しており、国内市場の縮小傾向が顕著になっている。一方、海外では中長期的トレンドとして新興国／地域が経済成長を続けており、全世界的な企業活動のボーダーレス化が進行している。かかる状況の下、日本企業（グループ）は海外展開を本格化しており、日本企業が海外拠点やサプライチェーンにおける労働、人権、環境、贈収賄等のリスクに直面する場面が増加している。特に新興国のサプライヤーのモニタリングやデュー・ディリジェンス、進出先の地域住民との相互理解、環境保全、腐敗防止対策等、国内外のステークホルダーにいかに対処していくかは日本企業の喫緊の課題となっている。このような動きの中で、日本企業においては、従来 CSR の文脈で語られてきた各概念を法務・コンプライアンスの観点から再検討する必要が出てきており、法務・コンプライアンスと CSR の融合及び両部門の協働の深化が求められる時代に入ったといえる。

かかる認識を前提に、連載第一回では、コーポレートガバナンス・コード第 2 章を概観し、日本企業の直面し得るステークホルダー関連リスク等を説明した上で、日本企業の法務・コンプライアンス部門が把握すべきコーポレートガバナンス／CSR に関する国際的規範・基準に関する近時の重要な動向を紹介した。

連載第二回では、日本企業の海外展開の本格化に伴い、労働者、サプライヤー、地域住民、国際 NGO 等の社内外・国内外のステークホルダーとの間で紛争が発生する蓋然性が近時格段に高まっていることに鑑み、企業がステークホルダーからの苦情を受け付け、これを適切に処理する紛争処理／苦情処理メカニズムの意義や求められる要件について、「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえて論じた。さらに、日本企業に関連する当該メカニズムの試み（OECD 多国籍企業行動指針に基づく問題解決支援プロセス、国際協力機構（JICA）環境社会配慮ガイドライン・環境社会配慮確認のための国際協力銀行（JBIC）ガイドラインに基づく各異議申立手続）を紹介し、日本企業が今後同メカニズムを構築・整備する際の注意点について論じた。

連載第三回目では、海外展開を図る日本企業にとって近時最も重要な課題の一つとなっている「責任あるサプライチェーン」（サプライチェーン管理・対応）の問題と、企業と国際 NGO の積極的協働の在り方について、読者の具体的イメージを喚起できるよう、先進的

な日本企業の取り組みの実例を紹介しつつ論じた。さらに、日本企業として、社会的目標の共有可能性や、対象地域・予定事業についての専門性等を総合的に考慮しつつ、リスクマネジメントの観点からも、今後は国際 NGO との協働を前向きに検討すべきことを提言した。

連載第四回・第五回では、近時、「責任あるサプライチェーン」の実現のために欧米各国で法令による規制の動きが伸展し、海外展開を図る日本企業としても対応が急務となっていることに鑑み、それらの法令の具体例として、英国現代奴隷法、カリフォルニア州サプライチェーン透明法、米国の連邦法である貿易円滑化・貿易是正法、ならびに大統領令 13126 および 13627 について、日本企業／日系企業がとるべき対策にふれながら論じた。さらに、米国の連邦議会で審議中の法案: **Business Supply Chain Transparency on Trafficking and Slavery Act of 2015 (H.R. 3226/S.1968)**、フランスやスイスの同様の立法に向けての動向、および環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定上の関連条項 (労働章 (第 19 章)) についても論じた。

以上のように、本連載では、コーポレートガバナンス／CSR に関する国際的規範・基準を踏まえ、実務的な課題に着目して、日本企業が国際 NGO を始めとする内外のステークホルダーに対していかに向き合うべきか、そしてその際に日本企業の法務・コンプライアンス部門の担当者が経営上の観点からどのような根拠をもとに、どのように社内で助言すべきかを念頭に論じた。